

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 廃棄物処理施設整備事業は、次のとおりとすること。（第二条の五関係）

1 地方公共団体が行う廃棄物の処理施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の整備に関する事業

2 廃棄物処理センターが行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

3 広域臨海環境整備センターが行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

4 日本環境安全事業株式会社が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に関する事業

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者

が行う廃棄物の処理施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の整備に関する事業

6 前各号に掲げる事業に附帯する事業であつて、前各号に掲げる事業と一体となつてその効果を増大さ

せるもの

二 この政令は、公布の日から施行するものとする。